

1

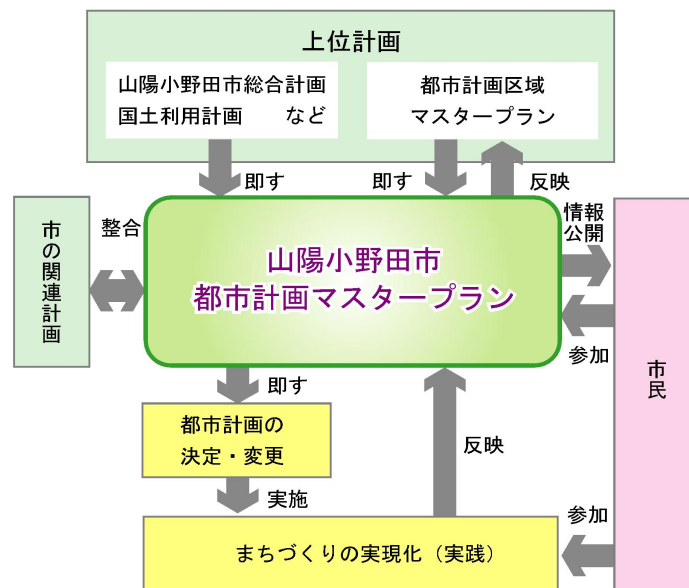
都市計画マスタープランとは

(1) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

山陽小野田市都市計画マスタープランは、本市のまちづくり全般の基本的な方針を示す「山陽小野田市総合計画」や県が広域的な観点から定める「都市計画区域に関する整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」などの上位計画や関連計画の内容を踏まえるとともに、本市の特性や課題、市民の意見を反映しながら、市の都市計画に関する総合的な指針として策定するものです。このため、市民と行政が一緒になって、これからの本市のあるべき姿を考え、計画的なまちづくりを進めることを目的として策定します。

図 都市計画マスタープランの位置づけ



(2) 計画の役割と構成

これからの都市計画、都市づくりは、市の総合計画における「将来都市像」を目指しつつ、地域の特性や住民意向を十分に考慮し、さらに、長期的な視点も持って検討していく必要があります。

このため、都市計画マスタープランでは、本市の特性と問題・課題を踏まえ、これから本市が都市づくりを進めていく上で基本となる考え方、すなわち基本目標を明確にします。そして、この基本目標のもとに、市全体の骨格的都市構造（全体構想）と各地域における詳細な市街地像（地域別構想）を示します。

土地利用計画や、道路、公園などの都市施設の整備、市街地開発事業といった個別の都市計画については、こうした市全体及び各地域の将来像を示した都市計画マスタープランに即して決定又は変更し、それぞれの計画や事業の間の整合を取りながら進めていきます。

図 都市計画マスタープランで示す内容

山陽小野田市の都市の特性と問題・課題
～都市づくりを進めていく上での前提条件

まちづくりの基本目標

●都市将来像
～都市計画の部門において目指すべき将来像

●都市づくりの基本理念
～都市づくりの前提となる基本的考え方

●都市づくりの基本方針
～これからの都市政策の柱となる目標

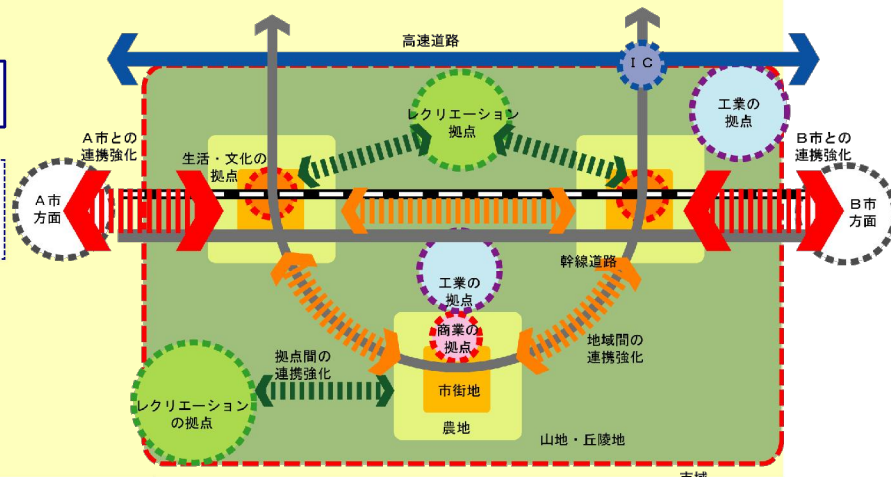
●将来目標人口
～市街地整備、都市施設整備の水準となる目標

全体構想

全市的・広域的観点から
都市の構造を示す

- ・土地利用の基本的ゾーニング
- ・市の主要な拠点施設の配置
- ・幹線道路等からなる骨格的ネットワーク

全体構想で示す都市構造のイメージ



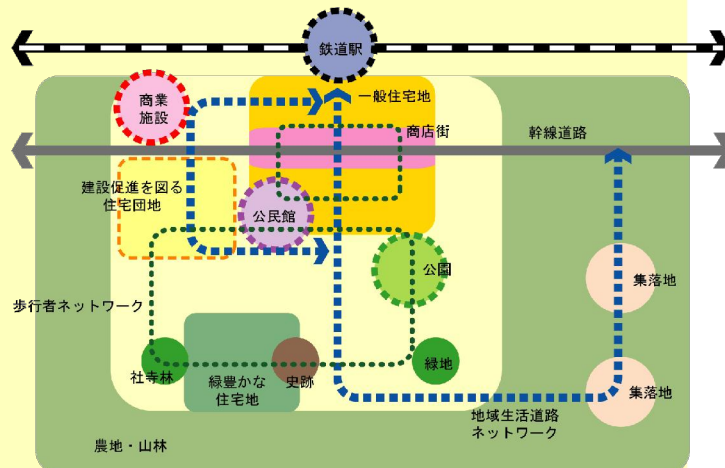
相互調整

地域別構想

地域独自の特性、地域住民の視点
をもとに地域の将来像を示す

- ・地域特性を踏まえたきめ細かい土地利用
- ・地域の日常生活に密着した施設の配置
- ・生活道路、歩道等のネットワーク

地域別構想で示す都市構造のイメージ



実現化方策

- ・行政・市民の役割分担と協働参画
- ・都市計画の決定・変更
- ・実現化にむけての短期・長期行動計画